

横浜市地域まちづくり支援制度要綱

制 定 平成17年9月20日 都支第100号（副市長決裁）

最近改正 令和5年3月14日 都地ま第1238号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号。以下「条例」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び景観法（平成16年法律第110号）等に基づき、市民等が自ら行う地域まちづくりに対し、市民等の主体的な地域まちづくりの取組を尊重し、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として、市が支援するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、都市計画法、建築基準法、景観法及び条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 地域まちづくり活動 市民等が主体となって行う地域まちづくりの活動のうち次に掲げるものをいう。

ア 地域まちづくり組織の設立等に関する検討

イ 地域まちづくりプランの策定等に関する検討

ウ 条例第11条第4項の地域まちづくりプランの推進に係る方針（以下「協働推進方針」という。）の策定等に関する検討

エ 地域まちづくりルールの策定等に関する検討

オ 地区計画の策定等に関する検討

カ 建築協定の策定等に関する検討

キ 景観計画及び景観協定の策定等に関する検討

ク 本市域において都市計画提案をすることができる者が行う、都市計画法第7条及び第8条から第12条の4第1項までに定める事項の都市計画提案に関する検討

ケ 次の各号のいずれかに該当する市街地の開発事業（以下「市街地開発事業等」という。）に関する検討

(ア) 都市計画事業として行う土地区画整理事業（沿道区画整理事業を含む。）及び市街地再開発事業（以下「市街地整備事業」と総称する。）

(イ) 建築物、建築敷地及び公共施設の地域的な整備に関する事業（以下「地域整

備事業」という。)

コ まちの不燃化推進事業に関する検討

サ その他地域まちづくりに関する活動で市長が特に必要があると認めるもの

(2) 地域まちづくり活動団体 地域まちづくり活動を行い、次に掲げるものうち、いずれかに該当する団体をいう。

ア 条例第8条に基づき登録した地域まちづくりグループ

イ 条例第9条に基づき認定を受けた地域まちづくり組織

ウ 建築基準法第73条の認可を受けた建築協定の運営を目的として、当該建築協定区域内の土地の所有者等で構成された団体(以下「建築協定運営委員会」という。)

(3) 街づくり推進団体 前号の地域まちづくり活動団体のうち、次に掲げる要件に該当し、かつ、市長が支援を行う必要があると認めた団体をいう。

ア 団体の活動内容、活動成果及び市が提供する情報等を権利者等に周知する機能等を備えるなど、市街地開発事業等を積極的に推進することを目的に設立された団体

イ 規約、会費等を定め、組織構成、運営方法並びに設立の経緯及び趣旨等から判断して、当該地区を代表すると認められる組織として構成されている団体

(4) まちの不燃化推進事業活動団体 第2号の地域まちづくり活動団体のうち、次に掲げる要件に該当し、かつ、市長が支援を行う必要があると認めた団体をいう。

ア 団体の活動内容、活動成果及び市が提供する情報等を権利者等に周知する機能等を備えるなど、住民と情報の共有や計画づくりを行い、まちの不燃化推進事業に積極的に取り組むことを目的に設立された団体

イ 規約等を定め、組織構成、運営方法並びに設立の経緯及び趣旨等から判断して、当該地区を代表すると認められる組織として構成されている団体

(5) まちづくりコーディネーター 「横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱」により登録されたまちづくりコーディネーターをいう。

(6) まちづくり支援団体 「横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱」により登録されたまちづくり支援団体をいう。

(7) 資格構成員 「横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱」に定める資格構成員をいう。

(8) 準支援団体 まちづくり支援団体を目指す、又はまちづくり支援団体と同等に市民等の地域まちづくりを支援することができる市民等の団体

(9) まちの不燃化推進事業 地震時の火災による延焼の危険性が高い地域において、不燃化補助(老朽建築物の解体及び新築)、狭あい道路拡幅整備、広場・公園整備、防火水槽整備、避難経路の改善、地域防災力の向上等により、まちの不燃化を推進する事業をいう。

第2章 地域まちづくり活動団体への支援

第1節 地域まちづくり相談事業

(まちづくりコーディネーター等の派遣)

第3条 市長は、まちづくりコーディネーター又はまちづくり支援団体の資格構成員(以下「まちづくりコーディネーター等」と総称する。)の助言又は指導等を求める地域まちづくり活動団体に対し、まちづくりコーディネーター等を1人派遣することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、地域まちづくり活動団体が行う地域まちづくり活動の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、まちづくりコーディネーター等を同時に2人派遣することができる。

3 市長は、地域まちづくりプラン、市街地開発事業等に関するプラン又は市民主体の身近な施設整備に繋がる計画等(以下「プラン」という。)若しくは地域まちづくりルール、地区計画、建築協定、景観計画又は景観協定(以下「ルール」という。)の策定後、その運用について助言又は指導等を求める地域まちづくり活動団体に対し、まちづくりコーディネーター等を1人派遣することができる。

4 市長は、まちづくりコーディネーター等を派遣することにより地域まちづくり活動に資すると認めるときは、地域まちづくり活動を行う団体に対し、地域まちづくりグループの登録及び市長が定める派遣の申請の有無にかかわらず、まちづくりコーディネーター等を1人派遣することができる。

(派遣期間及び回数)

第3条の2 前条第1項及び第2項の派遣期間は、第2条第2項第1号に掲げる各活動に応じて、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前条第3項の派遣期間は、前項の規定にかかわらず、策定年度の翌年度から起算し、年度単位で通算3か年を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

3 前2項の1年あたりの派遣回数は、予算の範囲内で、かつ、原則12回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(派遣に要する費用)

第4条 第3条の派遣に要する費用は、1回の派遣につき3万1500円とし、市が負担するものとする。

2 市長は、第3条の派遣の際に、実地の経験を経てまちづくりコーディネーターを目指そうとする者が助言又は指導等の補助員としてまちづくりコーディネーターに同行する場合において必要があると認めるときは、前項に定める費用に1万500円を加えることができる。

(派遣の条件)

第5条 市長は、第3条の派遣を決定する場合において、まちづくりコーディネーター等の派遣の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 地域まちづくり活動団体がまちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 地域まちづくり活動団体がまちづくりコーディネーター等の派遣を受けて行う地域まちづくり活動が予定の期間内に完了しない場合又は当該活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) その他市長が必要と認める条件
(派遣の中止等)

第6条 市長は、地域まちづくり活動団体が第3条の派遣を受けて行う地域まちづくり活動の成果が見込まれないと認めるときは、当該派遣を中止し、又は廃止することができる。

(状況報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、第3条の派遣の状況に関し、地域まちづくり活動団体又はまちづくりコーディネーター等から報告を求めることができる。

第2節 まちづくり支援団体育成事業

(まちづくりコーディネーター等の派遣)

第8条 市長は、市民等の地域まちづくり活動の支援を推進する目的で、勉強会又は研修会を実施し、若しくはまちづくり支援団体としての組織化等を図る活動を行う準支援団体に対し、まちづくりコーディネーター等を1人派遣することができる。

(準用)

第9条 第3条の2から第7条に掲げる規定は、前条の派遣について準用する。

第3節 地域まちづくり活動支援事業

(まちづくりコーディネーター等への委託)

第10条 市長は、プラン又はルール策定等が見込まれる地域まちづくり活動団体に対する助言及び指導等の業務を、まちづくりコーディネーター等又はまちづくりコーディネーター等の所属する法人に委託することができる。

(委託費)

第11条 前条の委託費は、予算の範囲内で、かつ、100万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該地域まちづくり活動団体が条例第9条に基づき認定を受けた地域まちづくり組織であるときは、予算の範囲内で、かつ、200万円を限度とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該限度額を超えることができる。

(支援期間)

第12条 第10条の委託の期間は、第2条第2項第1号に掲げる各活動に応じて、年度単位で通算3か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、2年に限りこの期間を延長することができる。

(委託の条件)

第13条 市長は、第10条の委託を決定する場合において、まちづくりコーディネーター等の支援の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 地域まちづくり活動団体がまちづくりコーディネーター等の支援を受けて行う地域まちづくり活動を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 地域まちづくり活動団体がまちづくりコーディネーター等の支援を受けて行う地域まちづくり活動が予定の期間内に完了しない場合又は当該活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(状況報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の委託の状況に関し、地域まちづくり活動団体から報告を求めることができる。

第4節 地域まちづくり活動団体等への助成

(地域まちづくり活動団体への助成)

第15条 市長は、プラン又はルール策定等が見込まれる地域まちづくり活動団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、地域まちづくり活動団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。
- 3 前2項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、30万円を限度とする。

(助成期間)

第16条 前条の助成の期間は、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、1年に限りこの期間を延長することができる。

(街づくり推進団体への助成)

第17条 市長は、街づくり推進団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 次の各号に掲げる団体は、前項の助成の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

3 第1項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 市街地整備事業 30万円。ただし、事業手法、施行主体及び施行区域等が具体化し、都市計画決定に向けて活動している地区で、準備組合など権利者等で構成されている組織(以下「準備組合等」という。)が設立されている段階にあるときは、50万円とすることができる。

(2) 地域整備事業 30万円

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる金額を限度とすることができる。

(1) 市街地整備事業 100万円

(2) 地域整備事業 50万円

5 市長は、必要に応じ第1項の助成の申請者又は交付の決定を受けた者が、第2項の各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

6 市長は、第1項の助成の申請者又は交付の決定を受けた者が、第2項の各号のいずれかに該当するときは、申請者の場合は不交付を決定し、交付の決定を受けた者の場合は、その交付決定を取り消すことができる。

(助成期間)

第18条 前条第3項第1号の助成の期間は、準備組合等の設立年度以降で、補助開始年度から通算5か年を限度とする。ただし、次の第1号に該当する団体については、補助開始年度から通算5か年または地域の指定がなされた年度の翌年度から通算5か年までのいずれか後の年度を限度とする。また、第2号又は第3号のいずれかに該当する団体は、土地区画整理事業については換地処分、市街地再開発事業については工事完了公告がなされる年度までとすることができる。

(1) 都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域、または同条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域内において、市街地開発事業等の実施に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

(2) 横浜市が施行する市街地開発事業区域内の団体

(3) 当該年度又は翌年度内に都市計画決定予定の団体

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要があると認めたときは、助成の期間を延長することができる。

3 前条第3項第2号に定める助成は、事業又は整備が完了したと認められ、かつ、助

成の対象となる地域まちづくり活動が継続している期間を限度とする。

(まちの不燃化推進事業活動団体への助成)

第19条 市長は、まちの不燃化推進事業活動団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 前項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、10万円を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、30万円を限度とする。

(助成期間)

第20条 前条の助成の期間は、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、まちの不燃化推進事業に基づく地域まちづくり活動が継続している場合は、助成期間を令和10年3月31日まで延長することができる。

(まちづくり支援団体等が行う事業への助成)

第21条 市長は、市民等の地域まちづくり活動の支援を目的とし、地域まちづくりの推進に資するためにまちづくり支援団体又は準支援団体が行う事業に要する経費の一部を助成することができる。

2 前項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、50万円を限度とする。

(助成期間)

第21条の2 前条の助成の期間は、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、1年に限りこの期間を延長することができる。

(地域まちづくり事業への助成)

第22条 市長は、地域まちづくり活動団体が地域まちづくりプランその他これらに類する計画に基づいて行う市街地等の整備（以下「地域まちづくり事業」という。）に要する経費の一部を助成することができる。

2 前項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる金額を限度とする。

- (1) 地域まちづくりプランに基づき実施する地域まちづくり事業 500万円
- (2) 協働推進方針に基づき実施する地域まちづくり事業 500万円
- (3) 都市計画マスタープラン地区プランに基づき実施する地域まちづくり事業 500万円
- (4) 地域まちづくりプランの策定が見込まれる地域まちづくり組織が策定したその他のプランに基づき実施する地域まちづくり事業 150万円
- (5) 地域福祉保健計画（地区別計画）等区役所が区民等との協働により策定した地区のまちづくりに関するプランに基づき実施する地域まちづくり事業 100万円
- (6) 地震時の火災による延焼の危険性が高い地域で、身近なまちの防災施設整備に繋がる計画等に基づき実施する地域まちづくり事業 100万円
- (7) その他市長が特に必要があると認めるもの 100万円

(助成期間)

第23条 前条の助成の期間は、年度単位で通算3か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、1年に限りこの期間を延長することができる。

第5節 地権者情報の提供

(地権者情報の提供)

第24条 市長は、土地及び建物の所有者並びに借地権者の情報（以下「地権者情報」という。）を収集し、地域まちづくり活動団体に対して提供することができる。

第6節 事前協議等

(事前協議)

第25条 地域まちづくり活動団体又はまちづくり支援団体等は、第3条から前条に掲げる支援を受けようとするときは、市長と支援内容について事前に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議に当たり、当該団体にふさわしい支援について情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第3章 雑則

(個人情報の取扱い)

第26条 地域まちづくり活動団体及びまちづくりコーディネーター等は、本制度により取得した個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則 (制定 平成17年9月20日都支第100号、副市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、横浜市身近なまちのルールづくり支援制度要綱、横浜市都市計画提案に関する支援制度要綱及び横浜市街づくり推進団体支援制度要綱は、平成18年6月30日をもって廃止する。

3 この要綱の施行後、「横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱」に定める、横浜市身近なまちのルールづくり支援制度要綱、横浜市都市計画提案に関する支援制度要綱及び横浜市街づくり推進団体支援制度要綱に関する規定は、この要綱及び当該相当の規定の適用があるものとみなす。

4 地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領第3条第1項9号に規定する掲示板の設置について、平成20年3月31日までの期間においては、第15条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該助成の限度額を15万円とし当該活動に必要な経費の10分の9以内（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）で助成するものとし、第15条第1項及び第3項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（改正 平成20年3月11日 都地ま第1944号、局長決裁）

この要綱は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算にかかる支援から適用する。

附 則（改正 平成20年9月18日 都地ま第1222号、局長決裁）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（改正 平成23年3月31日 都地ま第2127号、局長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年1月31日 都地ま第1844号、局長決裁）

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則（改正 平成26年3月31日 都地ま第2675号、局長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第22条2項4号ただし書きの規定については、平成27年3月31日までとする。

3 第23条2項の規定については、平成27年3月31日までとする。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年9月18日 都地ま第849号、局長決裁）

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。ただし、第4条については平成26年4月1日の派遣から適用する。

附 則（改正 令和元年9月2日 都地ま第705号、局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（改正 令和3年4月1日 都地ま第1487号、局長決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和5年3月14日 都地ま第1238号、局長決裁）

この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度予算にかかる支援から適用する。